（様式３）

会議の開催結果について

１　会議名	令和８年度河内長野市要保護児童対策地域協議会
２　開催日時	令和８年７月３日（金）午前10時
３　開催場所	市役所５階５０１会議室
４　会議の概要	１．　開会挨拶 ２．　出席者自己紹介 ３．　令和７年度　河内長野市要保護児童対策地域協議会 活動報告 ４．　大阪府子ども家庭センター 児童虐待対応の現状と連携について 大阪府富田林子ども家庭センター相談対応第二課長 岡本　美香　氏 ５．　情報交換
５　公開・非公開の別 （理由）	公開
６　傍聴人数	０人
７　問い合わせ先	（担当課名） こども子育て部こどもファミリーセンター課こども支援グループ （内線１６７）
８　その他	

＊同一の会議が１週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和８年７月３日(金)10：00～12：00
於：河内長野市役所５階 501 会議室

令和８年度 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 議事録

発言者	内容
事務局	挨拶、資料の確認
部長	開会の挨拶 日頃どのような形で、要保護児童対策地域協議会に関わっていただいているかなどの自己紹介。
富田林子ども家庭センター	児童相談所で、18 歳までの相談を受ける、一時保護や施設入所するなど市とは違う機能を持っている。
大阪法務局富田林支局	法務局では人権擁護を取り扱っている。その中で児童からの相談も承っている。こども人権 110 番や LINE の相談などいろんな媒体で児童からの相談をいただく。その中で要保護児童が疑われるお子さんに関して、いろんな機関につなぐ。
富田林保健所	慢性疾患や身体障碍を抱えるお子さんの保護者の方からの相談を受けている。精神保健福祉のグループもあり、精神疾患を抱える方の相談対応をしている。
河内長野警察(生活安全課)	虐待関係は取り扱い、DV も取り扱っている。その中でも皆様と連携して取り組んでいかないといけないと思っている。
河内長野消防署	積極的に虐待関与はないが、救急搬送した患者さんでおかしいなと思えば警察署に連絡、搬送した医療機関等と情報共有して対応している。
歯科医師会	学校歯科健診などネグレクトがないかチェックしている。登校していない児がいれば後日歯科医師が健診できればチェックしている。
大阪南医療センター	小児科はあるが、時間外や救急の対応はしていないためそこまで虐待の児童に大きく触れる機会はないが、妊産婦や特定妊婦の連絡をもらったり、多問題の家庭に関わる中でお子さんのことで相談いただくこともある。相談室の方では、院内の虐待対応マニュアルを作成している。小児

	科に関わらず、心配な家庭があれば SW 通じて連携できるよう努めている。
民間保育園	歯科検診毎年来ていただいている。たいてい一人は虐待を疑うほどのボロボロの歯の子がいる。保護者に伝えて、受診勧奨、追跡をしながら最終的には学校に繋ぐなどしている。ケガが絶えないお子さんもいると大変だなと感じるが、市と連携しながら対応している。子育てが大変な家庭が多いなと感じる。
こどもまんな課	各園からの虐待相談を引き継ぐことや、放課後児童会からの情報提供をしている。ひとり親の離婚前相談から関係機関と情報共有している。
学校教育課	課長の代理で出席。子どもたちの虐待に気づくのは教員。各校の生徒指導と担当者会議で情報共有し、各校からの毎月報告があるため、必要に応じて専門機関と連携しながら対応している。
人権推進課	人権の啓発と擁護、男女共同参画の推進をしている。 今年度からいじめ 0 グループが創設された。こちらの関係で言うと、DV 相談を受けているため、DV 相談と要保護児童は密接な関係のため皆さんと協力連携しながら努めていきたい。
くらしサポート第 1 課	生活保護の担当をしている。日頃ケースワークの中でご協力いただいている。今後も生活保護の適正な実施に向けて連携協力お願いしたい。
くらしサポート第 2 課	障がい者虐待防止センターがあり、お子さんや保護者に虐待あれば各機関と連携している。
事務局	順に事務局紹介。今回傍聴はありません。座長はファミリーセンター課長に。
事務局	要保護児童対策地域協議会におけるネットワークの連携を円滑にするためには、各関係機関の責任者の理解と協力が不可欠であります。本会議は、実務者間にとどまらず、管理職間での連携を深めることを目的にしております。各機関のご代表者様にお集まりいただく貴重な機会ですので、皆様より忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

	では、本市要保護児童対策地域協議会の令和７年度の活動につきまして、事務局のこどもファミリーセンターより、ご報告いたします。 事務局からの報告 　資料に沿って、令和７年度の本市要保護児童対策地域協議会の活動報告をさせていただきます。１．通告件数、について報告します。令和７年度の市への通告件数は、２６８件でした。相談経路は、どこから通告が入ったかというもので、家族・親族や近隣・知人からの通告は合わせて４．1%となっており、ほとんどが関係機関からの通告となっております。関係機関の中でも１番多いのは学校、２番目に保健センターゆめっく、続いて保育所・認定こども園などの児童福祉施設等となっております。学校や保育所・認定こども園については、日常的に児童・生徒と密に関わっておられ虐待の早期発見に努めていただいています。 　保健センターゆめっくについては、母子手帳の交付時面談や乳幼児健診、子育て中の相談等のかかわりの中で特定妊婦や就学前児童の通告につながっています。 令和６年度まで相談経路の４割近くを占めていた市町村の福祉事務所、当事務局ですが集計の方法を変更しましたので少なくなっております。（具体的には、被虐待児の通告があった場合、兄弟姉妹も通告として扱いますが、令和６年度まではその際兄弟姉妹の通告元については当事務局としていましたが、令和７年度からは兄弟姉妹につきましても被虐待児と通告元を同様として集計をしております。） 　次に、２.会議開催状況、についてご説明します。昨年度は、代表者会議を開催したほか、月に一回の実務者会議と、年間４１回の事例検討会議（ケース会議）を開催しました。実務者会議は、要保護児童等の情報を定期的に共有し、関係機関が共同でアセスメントと支援プランの検討を行い、適切な役割分担をした上で、時機を逃さず、要保護児童等を支援することを目的とした会議です。また、事例検討会議は、特定の個別ケースのみを対象として、各機関の担当者が、当該要保護児童等について、共同のアセスメントと具体的な支援プランを検討するために、適時開催する会議です。 　続きまして、次のページの３．登録件数等、についてご説明します。令和８年３月末時点で、要保護児童対策地域協議会に登録されている件数は２８１件でした。内訳は、要保護児童が１２４件、要支援児童が１５０件、特定妊婦が７件となっています。 また、令和７年度の協議会での取扱件数は、先ほどの令和７年度末の件数に、令和７年度中に取扱いを終了したケースを加えた、４００件となります。

	登録件数の年次推移のグラフを見ていただきますと、令和２年度に登録件数が減少しています。これは、進行管理台帳における管理範囲を適正化し、継続的に重点的な支援を必要とする要保護児童等への支援を充実させていくため、令和２年度中の市要対協実務者会議で一定の基準を設定し、関係機関で連携した支援の継続が必要でなくなったケースについて、支援終結の判断を行ったためです。 令和５年度からは、アセスメントシートに基づいて重症度・種別の判定を徹底しております。 令和７年度は、前年度より年度内取り扱い件数は１２件、年度末取り扱い件数は９件減少しています。 次に、年齢別内訳の表をご覧ください。 令和７年度の虐待種別に関しましては、要保護児童はネグレクト、心理的虐待、身体的虐待の順、要支援児童もネグレクト、心理的虐待、身体的虐待の順となっています。また、年齢別では、小学生が最も多く、次いで３歳から学齢期前、０歳から３歳未満、中学生となっています。 続きまして、次のページの主な虐待者の表をご覧ください。虐待者の約７割が母、約２割が父となっています。 次に、特定妊婦の年齢別内訳については表の通りとなっています。 特定妊婦の主な通告理由は、２０歳未満の若年や未受診、未入籍での妊娠、妊娠２０週以降の妊娠届出、母に精神疾患がある、父母に被虐待歴がある、経済的に困窮している、胎児の兄弟姉妹が要保護児童である、などの要因が重複しているケースが多くなっています。 次に、４．事案送致、についてご説明します。事案送致は、大阪府子ども家庭センターから市へ、市から大阪府へとケースを移管することです。虐待の重症度が最重度・重度でなく中度以下のもので、対象家庭にとって身近な市による継続的な支援が必要な場合や、児童の面前で父母等による喧嘩や言い争い、暴力行為などがあり、児童が心理的虐待を受けたと思われる場合などに、富田林子ども家庭センターから本市へケースが事案送致されます。令和７年度は３０件でした。 また、児童虐待の重症度が最重度や重度であり一時保護などの措置が必要な場合や、性的虐待を受けた疑いがあり専門的な対応が必要である場合などに、本市から富田林子ども家庭センターへ、ケースの事案送致をしています。令和７年度は６件でした。 続きまして、５．子育て短期支援事業実施状況、についてご説明します。この事業は、児童を養育している家庭の保護者が、社会的事由等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間児童養護施設において、養育・保護又は支援する事業です。令和７年度は６家庭が計 72 日（利用人数 11 人）利用しました。

	次に　６．子育て世帯訪問支援事業状況、についてご説明します。この事業は、児童を養育する上で、支援が必要と認めた家庭に対して、家事支援等のヘルパーを派遣するものです。令和７年度は１家庭に計３回の派遣支援を実施しました。資料に基づく説明は以上となります。 次に、4ページに記載しています令和７年度に実施した研修や啓発活動についてご報告いたします。 まず、研修については、主に要対協事務局職員を対象とした、困難対応事例に関するスーパーバイズ研修を３回実施しました。この研修は、困難な事例が増加している中で、その対応について専門的なアドバイスを受けることで、適切な支援や対応に繋がり、虐待対応のスキルアップにとても重要な研修となっています。 また、こどもファミリーセンター職員を対象とした、こども家庭センター及びサポートプランに関するスーパーバイズ研修を２回実施しました。子ども家庭センター（本市におけるこどもファミリーセンター）の設置の背景などを、国の動なども含めて解説していただいたり、支援の際に用いるサポートプランについて、実際にロールプレイを行いながら、具体的に且つ実践的に学ぶことができました。 次に、「河内長野市児童虐待防止ハンドブック」を活用した研修について報告します。関係機関から依頼があった場合は、このハンドブックを活用して、虐待対応の基本的な知識や通告の流れ等について講習会などを実施しています。講習の内容には、ヤングケアラーについての正しい知識と理解を深める内容も盛り込んでいます。令和７年度は、ファミリーサポートセンター事業の講座で、２回お話をさせていただきました。 続きまして、啓発活動について報告します。 まず、学校と日常的な連携が円滑に図れるよう、年度の初めに、教育委員会にご協力いただき、校長会と教頭会で、「こども相談総合窓口」や虐待対応の資料を配布し説明をさせていただきました。「こども相談総合窓口」の資料についてはお手元に配布しておりますのでご参照ください。 また、１１月の虐待防止推進月間には、天野山金剛寺多宝塔をオレンジ色にライトアップし、虐待防止を呼び掛ける啓発活動を行いました。 同じく１１月には広報で「あなたも養育里親に」という特集記事を掲載し、里親に興味をもっていただけるよう、「里親募集説明会」の案内も掲載しました。 令和６年４月からは、だれ一人取り残さない子育て支援を推進するため母子保健部門と児童福祉部門などの業務を一体的行うため、「こども

	ファミリーセンター」を設置し、取り組んでおります。また、「こども相談総合窓口」を設置し、ヤングケアラーを含めたこども・子育てに係る全ての相談支援を行っています。 近年、本協議会で支援や見守りをしている家庭は、経済的に困窮している家庭や、保護者や児童に障がいや疾患がある、保護者が孤立している・支援を拒否するなど、すぐには改善が難しいケースが増えています。 機関の機能には限界があり、ひとつの機関で対応することが困難であっても、ケース会議などで関係機関が情報を共有し、それぞれの機関が役割を理解した上で、分担をして、一体的な援助・支援を今後も継続して実施してまいりたいと考えております。 本協議会において、関係機関の方々とさらなる連携を深め、今後も子どもの安心・安全や権利を守るため、児童虐待防止に向けて取り組みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。これで、事務局からの報告を終了します。
座長	質問があれば挙手願います。→なし 続きまして大阪府の状況について富田林子ども家庭センター相談課第二課長にお願いします。
富田林子家	家児相とはやりとりが多い部署になる。いろんなところから情報集約されているため皆さんが見守りされてるんだなと感じる。 児童虐待の現状と統計の説明と児童相談所の役割が 10 年くらいで児童福祉法が大きく変わっているところがあり、それに基づいて仕事しているが、こういったところを共有させてもらいたい。直接お子さんを見る機関に対してもお願いしたいことがある。 資料 1 ページ目、全国の児童虐待相談の相談対応状況。令和 6 年度までは右肩上がりだったが、全国的な数として令和 7 年度 1818 件が減少している。今後減少していくかずっと高止まりなのかはわからない。子どもの数が減っている中でここまでの件数の推移が高止まりしていると児童虐待の件数は変わらないか、あるいはちょっと増加しているのかと感じている。 次のページ、児童虐待相談の内訳。河内長野市の取り扱いはネグレクトが一番多いとお話いただいていたが、児童相談所は 6 割程度心理的虐待になる。子どもの面前で大人同士の DV や喧嘩を含め喧嘩を見せてしまうことや子どもへの言葉の暴力が心理的虐待に当たる。大阪府でも心理的虐待が多いが、警察からの通告が特に多い。110 番通報を親族がされて警察が対応すると、お子さんが見てようが見てまいがいるなら児童相

	談所に通告となる。親御さんに子どもには影響があるというパンフレットを用いて説明させてもらっている。心理的虐待はその時に見えないようなものが積み重なっていて、DV をそのまま見ている子は、支配・被支配の関係性を再現する子が結構多い。愛着形成の障害にもつながる。パンフレットを用いながら、目には見えないが子どもの心や脳内に影響があると説明する。わかってくれる人もいるが、繰り返す人のほうが非常に多い。 次は大阪府の現状①の所で、全国と比べると大阪府は受付状況が変わってきている。R6 年の 15,561 件と全国の件数を見ると大阪府は 7%を占めている。大阪市と堺市、豊中市などの児相を設置しているところを除いた数。大阪市や堺市を含めると、24627 件（R6）の数。全国受付の件数 223,691 件なので、1 割が大阪府下の対応件数になっている。 大阪府の現状②番として過去 5 年間の一時保護の開始数の推移がある。合計数で R2 年度～6 年度の推移をみると 2,000 を超える数を一時保護している。そんなに増減があるわけではない。内訳をみると、例えば養護（虐待）、養護（その他）のところで R2 年度には 411 件だが、R6 年になると 633 件。この増加は養護（その他）は虐待以外の相談になる。家出少年・少女たちの数がここに入る。その下に非行があり、非行も増えているが、非行とは言い難いけれども、お家で親子間の不和があったり、お家にいたくないなどで夜帰ってず、お母さんが行方不明届を出し、警察の方で子どもが保護されているようなことがある。ひと昔前になるとこういった子はお家に帰っていた。最近のお子さんと親御さんの関係で言うと、家に帰ってきてほしくないという家庭が多く、警察から身柄付き通告になるケースが増えてきている。いろんな思いがあって家出をしているお子さんが増えており、取り扱いをどうしようかと悩んでいる。最近はグリ下に行くお子さんも多く、ドン・キホーテで万引きしたり、OD したりしていた、ＳＮＳで知り合った人に会っていたと言っており危ういなと思うことがある。OD、リストカットしてる子も多くそこに至る心理的状況はどうなんだろうと一時保護中に考えながら関わっている。 次は現状の③番。児童相談所で取り扱う主な虐待者ということで一番多いのが、実母で 52.1%。実父以外の父親（パートナー）が多いのではと思うが、実は全体の 4.8%になる。気を付けないといけないのは重症化しているケースが非常に多い。実父以外のパートナーからの虐待は丁寧に聞き取りしている。その下の立ち入り調査だったり、警察署長への援助要請は、学校に行かせない等、子どもの姿が長期に渡って確認できな

	いことがある。単なる不登校なのか、実は子どもを外に出さない事情があるのか、関係機関が呼び出しても保護者が対応しないことが繰り返された時には、立ち入り調査することがある。他にも物理的に監禁されている状態であったり、医療の面で必ず医療にかからないといけないのに親が関わらせていない時も立ち入り調査になる。児童相談所の職員は女性も多く丸腰になりやすく、警察に後方支援してほしいと、援助要請することがある。河内長野市は去年も今年もない。子どもの一時保護に親がすごく抵抗したり、職員も家庭に入るときにキッチンの位置など危ないところは確認するが、敵地に行くことになるので児童相談所の職員の安全を後方支援してもらいながら子どもの保護を安全にというところをお願いしながら、援助要請することが少し増えている。 その下の法的対応は 28 条申し立て、児童福祉法 28 条というところがあります。児童相談所が一時保護して家庭に返せない、このまま施設や里親さんの元に措置するのが適当だと児相が考えているが、保護者が返してほしいと意見が分かれている時に、家庭裁判所の方に判断をゆだねる。そのときに 28 条の申し立てをする。この請求件数が R4～R6 年度の推移は大きくは変わらない。承認されない場合もあるが、基本的には承認されている。更新と書いているのが、2 年間の間に家族再統合を目指すとあるが家庭に返す努力をするが、返せないこともあるため更新することもある。0 歳で一時保護すると 0.2.4.6.8 と 2 年ごとに更新していっている子どももいる。なかにはその先の親権停止という形で親権を止めてしまうような法律の第 33 条になるが、そういった場合もある。この親権停止の請求がこの右側になる。R4 年度には 3 件だったのが R5・6 年度 16 件になっており、増えている印象。一時保護も 2 か月きざみで、裁判所のほうに申し立てをする。「2 ヶ月を超えますがいいですよね」と親御さんに伝えるが、早く返してほしいと対立される場合もある。返すまで施設に入るかもしれないし、もう少し期間がかかって 2 ヶ月超えるとなった場合には裁判所の方に申し立てをしている。 次のページ。富田林子家センの管内は 9 市町村。特に河内長野市の数は R4 年度が多かった。河内長野市の特徴は市のほうで対応するときにセンターに相談してくれることが多い。重症度の高い子がいて、アセスメントシートから重度、最重度ではないか、性的虐待が疑われるのではないか、どんな風に市が動いたら良いかと確認をしていただく件数も含めると相談件数は多いかなと思う。その横に管内の一時保護の件数を載せているが、令和 7 年度までも直近の 4 年間をカウントしているが、一時保護は令和 4 年度から 100 件くらい増えている。増える分は仕方ないか

	なとは思うがその後、どうしたら地域で子どもが生活できるかをいろんなエネルギーをかけながらやっている所。この中から施設に入るお子さんはそんなにいない。9 割くらいは家にお返ししているという状況になる。 話を変えて、児童相談所の役割がすごく変わってきたお話をできたらと思う。H28 年度に理念が転換して驚いた。子どもの権利ということで、児童相談所の権限が非常に大きいというところがある。子どもの権利主体という意識がなかったわけではないが、権利主体が絶対的に子どもということに代わってきた。もう一つは、児童相談所は、何かあれば一時保護をして施設に入れれば良いという感じや家族の問題が大きく起きているのであれば子どもを分離すれば良いという感じがあったが、そうではなくて、子どもの権利としては、家族・親族の間で成長していくことが必要ということになり、家庭養育を優先にするようになった。できるだけ実親家庭で養育をするということを周りが支援をしていけば子どもがそこで育てられるんじゃないかということ、それが困難な場合でも、施設ではなくて、里親さんやファミリーホームというより家庭的な環境の中で子どもさんを優先して養育していくという原則が打ち出された。 あとは社会的養育の再編ということで、里親さんや施設にいるお子さんがいるが、障がいをお持ちのお子さんや虐待でトラウマ症状が非常に激しく出ているお子さんが多く、そういったお子さんを預かっている施設の職員が疲弊し、辞めて行ったり、若い職員しかおらず大変な状況と言う現状がある。それに対して措置費の加算や、施設を小規模化したりしていくということで、10 年前には国の方針が打ち出された。先ほど少し説明した、2 か月を超える一時保護について手続きをしっかりしていきましょうと、児童相談所の権限で一時保護の解除書を出さなければ 1 年でも 2 年でも一時保護ができてしまうのでそこに司法が関与しましょうということで、整備された。児童相談所は措置機関だけでなく、子どもの最善の利益を判断する専門機関へということに変わった。 次のページ。虐待対応への権限強化というところで、令和元年の時に重大事案がたくさんおきて、死亡事例が起きた。改めて児童相談所のシステムだったり、人為的なことだったり、国の方からのいろんなヒアリングがある中で、児童相談所の人が足りていないことが改めて問題化されている。ここから体制強化ということで、児童福祉司や児童心理士を増員しなければいけないとなった。今も人口比でカウントされるので、大阪府の児童相談所では現状まだ充足はされていない。富田林子ども家庭センターも 10 年前は一つのフロアに収まっていたのが、今 4 つに分か

	れている。子どもの事をしっかりやるためにはマンパワーが必要と言う所で、一区切りできている状況だが、一つ問題なのは、児童相談所のマンパワーが必要で人は増えているが、育成が大変。児童福祉司として1人前になるには 10 年かかると言われている。その前に辞めていく人もおり、難しいなと思いながら仕事をしているという状況。 もう一つは警察との連携強化というところで、虐待通告について全件大阪府警と共有している。特に重症度が高いケースは随時情報共有している。例えば、学校から性的虐待の疑いがある子どもがそのような発言をしているということがあれば児童相談所は子どもさんの話を聞きに行ったり、そこから一時保護をしたりという風になる。同時に虐待者に対して警察からも動いていただく必要性がある場合は、随時情報提供ということで、連絡する。今この辺の機能がしっかりしており、警察に連絡すると早くに刑事課での取り扱いをしてくれたりする。子どもさんへの聞き取りで司法面接もしたりしている。今は緊急度の低いものは1か月に1回報告。来年の 4 月からはリアルタイム共有することになる。1日複数回、虐待通告が入るとすぐさまリアルタイムに共有するということで、システム構築を進めている。いろんなケースの取り扱いについては相談しながらということになると思う。 あとは親権の制限とか一時保護の運用強化の所で、親権者による体罰禁止の法定化というとこで、民法で大きく変わった。手を出してもいいという法律の書きぶりだったが、それはだめですということがはっきりと書かれた。これについては法律が変わったから手を出してはいけないことを親御さんに伝えている。 あとは関係機関の通告義務の強化もここで明記されたというところと、児童相談所はためらわず介入する機関ということで、支援については市町村へお願いする、児童相談所は介入する機関へということでシフトしていったということが令和元年の改正になる。令和 4 年にも少し変わってきていて、構造改革として子どもの権利擁護の強化です。子どもの意見をきちんと聞くということで、一時保護するとき、解除するとき、里親の措置するとき、解除するとき子どもの意見聴取をすることが必ず必要ということになっている。いろんなツールを使って子どもの年齢層でいろいろあるので、これについてどう思うかというのをしている。 もう一つは児童相談所の職員が聞いても子どもは正直に話すのかという意見もあってアドボカシーという子どもの意見を代弁してくれる機関にお願いして、アドボカシー事業を使って子どもの意見を聞いてもらうことも始めた。一時保護所や施設も実際事業所の方が来て、これを児

	相や親の耳に入れていいかも含めて聞いてくれる。言ってほしくないことが我々の耳に入ることはない。子どもの方はいつまでかかるのや今まで言えなかったこと等話をしてくれる。一時保護の適正化に加え、司法制度の導入という所で原則一時保護開始から 7 日以内に裁判所の関与をする。何がなんでも裁判所が関与するわけではない。一時保護の説明を親御さんにした時に同意がある場合は除く。不同意の場合と親権者がわからない場合。最近一時保護するお子さんに外国籍が多く、親権者がわからないこともある。日本の国籍と違い、海外籍の法律をそのたびに調べるのが大変なため、親権者がしっかりとわからない時は裁判所の方に申し立てをしている。司法制度の導入を実用し始めたのが、令和 7 年の 6 月からで運用開始になったが、去年の 6 月から 3 月までの一時保護件数が全体で 187 件あった。司法審査による一時保護が承認されたのは 34 件。そのうち不同意が 26 件、親権者の不確知が 8 件。申し立てをしたケースはすべて承認されている。もし不承認であれば一時保護解除か、3 日以内に再度申し立てすることが出来る。 その後に書いている市町村機能の強化は後で説明します。 次に一時保護の質と安全性の強化が令和 7 年に改正されている。最新の動向として、一時保護所の生活は困ることはない。暖かい場所で布団も用意してあって、生活リズムもしっかりしているし、三食ご飯があって、学習もできてと最低限のところはあるが、子どもの個性がでない。一時保護所から与えられた服、子どもさんからするともう少し私物を持ち込みたいがダメと言われることがあり、全国的に一時保護施設で私物の持ち込みやその子に応じた学習支援の課題を持ち込みできるように徐々に変わってきている。大きなお子さんなら家で使っているシャンプー・リンスを使いたい、化粧水を使いたいお子さんもいるため、親御さんが持ってこられるなら提供しているような状況になっている。 もう一つはトラウマ症状がでる子が本当に多くなっている。いろんな出し方があり、一時保護所の職員もそれでてんやわんやになっている。これは心理療法をする職員を入れることが良いとなり、心理療法担当職員を子どもがおおむね 10 人につき 1 人以上配置している。個別のカウンセリングは担当心理士がいる。よりグループの中でリラクゼーションしてみようか、アサーションしていこうかということで、心理職員を配置している。その下の学習環境の充実については、学習支援について大阪府の福祉部長の通知で教育委員会の方にも通知が行ってるのかなと思うが、ご協力をお願いしたい事項について学校で使用している教科書や教材を提供していただきたいことや、その下のＩＣＴによる支援という

	ことで実施はなかなかできていないが、学校でオンラインでしている授業があれば、タブレットで対応してもらい一時保護所にいるお子さんに対応してもらうと言う所もできるようになった。とりだめた録画した動画の提供をしてもらったりもしている。一時保護所にいると画一的なプリント学習になる。できれば地域で勉強している皆がしているものを提供してもらえたらと思っている。また、小中学生は難しいため、高校生かなと思うが通学する場合における協力依頼で、一人で自力でいけるような距離感とお子さんの能力的な所がクリアできるのであれば、通ってもらっても良いと言う所で、他府県に問い合わすと、そういう子はいるが行って帰ってこない子もいるため、出すことのリスクが非常に大きいところもある。 以前に比べて、遠足や修学旅行に行きたいお子さんもいるため、行事でどうしても行きたいお子さんがいる場合は子ども家庭センター職員もできるだけ協力はしている。 先程申し上げた市町村の機能の評価に繋がるが、次のページのこども家庭センターを中核とした包括的・継続的な支援と言う所になる。児童福祉法の中でも市町村と児相の役割が明確化されている。市町村は個別のニーズや課題に応じた相談や支援を充実化させていく。真ん中の図の方にいろんな支援事業・援助事業が書かれているが、ショートステイなどいろいろなケアが書いていると思うがこんな形でしっかり支援をしもって虐待が重症化しないように、不適切な親御さんの関わりがより少なくなるように支援していただいてると思う。下の図のピラミッドの三角形をみると下の層は分厚く、上の方になると先細りしていくという図の中で、市町村は予防や継続支援という所に重きを置いていただいている。特に一番下の地域・学校・保健・福祉（気づき・見守り・早期支援）で、親にいくら言っても受診しないなど、市町村の継続支援、家庭支援、ケース管理がここにあたると思う。ここで見守っていただきながら、親御さんになんとか子どもの見守りをしてもらう。 もう一つ上になると、児相が一時保護などを取り扱いながら重症度を防いで改善に向けたところ。そこを突き抜けると、社会的養護になっていく。施設や里親の方で見て行きながらも、保護者とのやりとりがまったく途絶えることはなく、18 歳までお預かりするにしても、親御さんの支援もずっと続けていくという状況になっている。 最後に長くなったが、特に現場の先生にお願いしたいことがある。通告をいただくときにお願いしたいことがある。一つはケガをした時の子どもの写真撮影の仕方と子どもに虐待の状況を聞き出す時のお願い事の

	二本立て。 写真撮影を先生方はしっかり撮ってくれる。この時に子どもの負傷写真はその後に警察や医療機関で取り扱う場合に、不明瞭で証拠にならない場合があり、もったいない。そのためお願いを何点か書かせていただいている。 負傷部位をクローズアップしがちだが、それだけではなく、負傷した部位を持つ子どもが誰かわかるように必ず全身写真をとっていただく。顔立ちがわかるように撮ることをお願いしたい。着衣で自然な形で。二つ目、外傷部分が体のどの部分かわかるように写す。傷がある部位は太ももなのか二の腕なのか、わからない時があるため、できれば腕や足は上下の関節部分を入れたり、腕を撮るときは手のひらや甲を入れていただいたり、この部分の先に何があるか見せていただくとありがたい。わき腹とか胸はわからない部位も多いので、へそや乳首を入れると位置がわかりやすい。できたらケガのない側、対になっている部位も撮ってもらえたらと思う。園児などはよく動くので撮るのが難しいがたくさん写すとピントが合う場合もあるので、たくさん撮っていただきたい。ケガの大きさがわかるスケールを置いてもらいたい。1回のみの撮影になることも多いが、日ごとに写真を撮ってもらうとだいたいの受傷日を鑑定医がバチっとあてるので、そのあたりもお願いできたらと思う。これが受傷写真のお願い事。 最後に子どもが被害を訴えた時、特に性被害だったり、家庭内だけでなく犯罪被害など子どもがせっかく開示しているときに、「何があったの、誰なの」と詳しく聞きがちだが、その後のことを考えて配慮いただきたい。なぜそうなのかというと子どもの負担軽減で繰り返しや継続的な聴取をすると精神的にしんどくなることがある。精神的な二次被害がないようにする。 大きな事件のときには司法面接とか三者協同面接と言われていて、検察・警察・児相の職員がその子が証言したことが1回でいいように必ずビデオで撮って、文字起こしできるようにとか、その後のもし裁判になったときにこの子どもの証言が証拠として採用されるような聞き方だったりもするので、現場でより詳細に聞かないようにお願いしたい。二次被害がないようにと言う所になる。二番目に、子どもは何回も同じ事を聞きだされて話をしていると、記憶汚染に繋がることが結構ある。この間言っていたことと違うことを言っていたり、日にちが1か月ずれたりすることがある。高校生でもある。大人の言うことは証拠採用されるが、子どもは供述が変遷している、これは証拠採用できないということもある。その辺は何回も聞かないように。それと誘導的な質問がないよ

	うにということで、聴き方の例にも〇×あるように、決めつけで聞いたり、いつのことなの？とカレンダーを出して具体的に聞かないようにしてほしい。 あなたの身に何があったの？という聞き方をして、それから？というように子どもの発言したことをもって、リフレインする。こちらがヒントを与えるようなことは言わない。温かい雰囲気で話してくれてありがとうあなたの話を聞けて良かった、あなたの話を信じるよ、は必ず言っていただく。ひとりじゃないよということも併せて言っていただけたらと思う。以上になる。
座長	その他の質問やご意見があれば挙手。→なし 次に情報交換にうつりたいと思う。 平成１６年度に本市要保護児童対策地域協議会を設置した後、皆さま方のおかげをもちまして、年々、関係機関の連携は進み、児童虐待の早期発見・早期対応、支援の体制が構築されている。今回は、各機関の代表者様にお集まりいただく貴重な機会のため、連携が進んできたことに着目した上で、日頃から各機関で感じておられることについてご意見を頂戴したい。　→なし。 次に皆様より、要保護児童対策地域協議会や児童虐待対応の機関連携について、「進んだと感じられていることや良かったと感じておられること」、「今後の課題」についてご意見をいただきたい。
警察署	富田林子ども家庭センターの課長がおられるため、こんなことがあったということで、お願いになる。 GW に外国人の女の子の家出があり、探して昼間に身柄付き通告をしたが、その日の夜に当直で残っていた時に、父と子家センが来てその女の子に逃げられたと。夜に父母を呼んで、帰す段取りで話をしていたと思うが、19 時～20 時に話をしていたら、女の子がその隙に逃げたと。その子が逃げたことを誰も見ていなかった。防犯カメラには 19 時半くらいに堂々と警備員がいるのに逃げて行った所が映っていた。その後、警察は探さないといけないため、富田林署と連携して、その夜に行先がわかった。またその女の子を身柄付き通告した。子ども家庭センターから逃げた状況にも関わらず、もう一度書類を作ってほしいと言われたが、業務の合理化もあり、そのあたりどうなのかなと思う。逃げられるとい

	うことも今後はないようにしてほしい。
子家セン	家庭状況がわからないお子さんで、日本に来て日が経っておらず、情報が集まらない中で、保護者を呼んで話を聞くのが優先されるという状況だった。ただ、子どもを取り逃がしたのは、児相のミスで申し訳ないと思っている。子どもさんが親御さんに顔を合わせるのは嫌だったということも後から知った。その時点で暴力を受けているという話も出てきた。一時保護の判断をすればよかったが、一時保護の判断に少し時間をかけてしまったこと、子どもさんを一人にしてしまったことは児相の判断のミスになる。非常に申し訳ない。
警察署	逃げられたというのもあったが、その後子ども家庭センターは何も動いていないという状況だったと富田林署の方から連絡があってどうなっているのかという話になった。
子家セン	センターの方も探していた。いろんな情報がそちらにもいっていたかもしれない。
座長	他に何かありますでしょうか。→なし 最後に、その他の議案といたしまして、皆様よりご提案などございましたら、お願いいたしたい。
民間保育園	先程のお話がためになった。資料 4 だけでも協議会の皆様にメールで送っていただけないか。特に写真の撮り方がケガの部分をクローズアップで写している。いつもメールで送るとき、顔の個人情報を送っていいのかということも悩んでいた。
子家セン	緊急時はクローズアップでメールで良い。漏洩した場合のこともあるため、後日全身の写真を提出いただいてもいいと思う。
座長	資料を共有させてもらっても良いか。
子家セン	大丈夫。
南医療センター	こちらもぜひ共有お願いしたい。病院内でも共有したい。
座長	お送りさせていただく。

民間保育園	学校にあがった子が一時保護されたと聞いたりするが、ICT やタブレットで動画も共有できると聞いて少し安心した。半年、1 年保護されていたら授業はどうするのか、勉強遅れるのではと皆で話しているので、こういうことを聞かせてもらえたらホッとする。
子家セン	勉強は授業まではいかないが、学習時間を設けているため、学習保証しているが足りているかなと思うこともあるので、そこに加えて地域の通っている学校からの課題とかを提供していただけたら、子ども本人も意欲が沸くかなと感じるため提供をお願いしているという状況。
座長	他にありますでしょうか。では、以上をもちまして、令和 8 度河内長野市要保護児童対策地域協議会代表者会議を終了いたします。本日は長時間に渡り、ありがとうございました。

資料１

○河内長野市要保護児童対策地域協議会設置規程

平成１５年３月２５日

規程第２号

（設置）

第１条　河内長野市内で発生する児童虐待など児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第８項に規定する要保護児童の問題に対し、地域の各関係機関及び団体間における連携及び連絡を密にし、適切な対応を行うため、法第２５条の２に規定する要保護児童対策地域協議会として河内長野市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の職務）

第２条　協議会の職務は次のとおりとする。

(1)　要保護児童（法第６条の３第５項に規定する要支援児童等を含む。以下この条において同じ。）の実態を把握すること。

(2)　要保護児童に対する具体的支援の内容について意見交換を行うこと。

(3)　要保護児童の発見からサポートに至るシステムについて検討すること。

(4)　児童虐待の防止等に係る要保護児童問題の啓発活動に関すること。

(5)　児童虐待の防止及び対応など要保護児童問題に係る連絡調整を行うこと。

（構成）

第３条　協議会は、次に掲げる機関、団体等の職員等で構成する。

(1)　こどもの未来とウェルビーイング推進局こども子育て部こどもファミリーセンター

(2)　こどもの未来とウェルビーイング推進局こども子育て部こどもまんな課

(3)　こどもの未来とウェルビーイング推進局まちインクルーシ部くらしサポート第１課

(4)　こどもの未来とウェルビーイング推進局まちインクルーシ部くらしサポート第２課

(5)　総務経営局市民に寄り添う部人権推進課

(6)　教育委員会事務局教育推進部学校教育課

(7)　大阪南消防組合河内長野消防署

(8)　大阪法務局富田林支局

(9)　大阪府富田林子ども家庭センター

(10)　大阪府富田林保健所

(11)　大阪府河内長野警察署

(12)　一般社団法人河内長野市医師会

(13)　一般社団法人河内長野市歯科医師会

(14)　河内長野市私立幼稚園連絡協議会

(15)　河内長野市民間保育園連絡協議会

(16)　河内長野市民生委員児童委員協議会

(17)　河内長野市主任児童委員

(18)　前各号に掲げるもののほか、児童の虐待防止に関して必要な関係機関、団体等

（会議の種類及び要保護児童対策調整機関）

第４条　協議会は、代表者会議、実務者会議、事例検討会議及び緊急度判定会議に分け、法第２５条の２第４項に規定する要保護児童対策調整機関は、前条第１号に定める機関が担当する。

２　代表者会議は、総括的事項を担当し、各機関、団体等の代表者をもって構成する。

３　実務者会議は、虐待事例の全体に関する事項を担当し、前条第１号から第４号まで、第６号、第９号及び第１０号並びに必要に応じて要保護児童対策調整機関が指名する各機関、団体等の担当者をもって構成する。

４　事例検討会議は、個別事例に関する事項を担当し、必要に応じて要保護児童対策調整機関が指名する各機関、団体等の担当者をもって構成する。

５　緊急度判定会議は、事態の危険度、緊急度の判断を担当し、前条第１号、第９号及び最初に通告を受けた機関又は被虐待児童に直接関わりのある機関、団体等の担当者をもって構成する。

６　前項に規定する緊急度判定会議において、緊急やむを得ない場合には、電話等による連絡をもって会議に替えることができるものとする。

（会議の運営）

第５条　代表者会議及び実務者会議の座長は、第３条第１号に定める機関の職員が務め、事例検討会議の座長は、構成する担当者の互選とする。

２　協議会は、要保護児童対策調整機関が招集する。

３　座長は、会議の進行を担当する。

４　座長に事故のあるとき又はその他これに類する場合は、要保護児童対

策調整機関が座長を指名する。

５　協議会は、必要に応じて関係機関、団体等に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第６条　協議会の構成員は、法第２５条の５の規定に基づき、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関することを、他に漏らしてはならない。

（公開及び非公開）

第７条　代表者会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を扱う場合は座長の判断により非公開とすることができる。

２　実務者会議、事例検討会議及び緊急度判定会議は非公開とする。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附　則（令和７年３月２７日規程第４号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

資料２

令和８年度　要保護児童対策地域協議会　代表者会議

出席者名簿

所　　属		氏　名
大阪府富田林子ども家庭センター	相談対応第二課長	岡本　美香
大阪法務局富田林支局	支局長	菊池　寛之
大阪府富田林保健所	地域保健課　保健補佐	梅室　朝香
大阪府河内長野警察署 生活安全課	課長	石橋　英紀
大阪南消防組合河内長野消防署	副署長兼消防課長	市原　英和
一般社団法人 河内長野市医師会	理事	欠席
一般社団法人 河内長野市歯科医師会	専務理事	谷　英樹
国立病院機構　大阪南医療センター	医療福祉相談室	嶋　あずさ
河内長野市民間保育園連絡協議会	会長	横田　朋子
河内長野市私立幼稚園連絡協議会	会長	欠席
河内長野市民生委員児童委員協議会	会長	欠席
河内長野市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	部会長	欠席
学校教育課	課長	篠﨑　正則
人権推進課	課長	尾上　知代
くらしサポート第１課	課長	岩村　恒樹
くらしサポート第２課	課長	澤　美穂
こどもまんな課	課長	勝山　慎士
こども子育て部	部長	梶本　英和
こどもファミリーセンター（事務局）	課長	西野　圭亮
	参事（SV 担当）	山本　淳子
	子ども・子育て総合センター長	橋本　久美
	課長補佐	西野　恵子
	主幹（統括支援員）	中條　睦美
	こども支援グループ長	宝来　静香
	こども支援グループ主査	仲谷　香
	こども支援グループ 副主査	矢作　里美
	こども支援グループ 副主査	宮川　愛美

資料３

令和７年度 河内長野市要保護児童対策地域協議会活動報告

１．通告件数

令和７年度の通告件数は 268 件（前年度比－104 件）で、相談経路は下表のとおりでした。

相談経路		件数（人）				割合
		男	女	特定妊婦	計	（%）
都道府県・指定都市・中核市	児童相談所	26	17	1	44	16.4
	福祉事務所	1	2	0	3	1.1
市町村	福祉事務所	11	8	2	21	7.8
	保健センター ゆめっく	19	14	21	54	20.1
	あいっく	0	1	0	1	0.4
	庁内他部署	6	2	0	8	3.0
児童福祉施設等	保育所	8	8	0	16	6.0
	認定こども園	22	13	0	35	13.1
	幼稚園	0	0	0	0	0
学校		27	34	0	61	22.8
警察等		1	1	0	2	0.7
児童福祉施設		3	2	0	5	1.9
保健所・医療機関	保健所	0	0	0	0	0
	医療機関	4	2	1	7	2.6
児童委員		0	0	0	0	0
家族・親戚		3	2	0	5	1.9
近隣・知人		2	4	0	6	2.2
匿名		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
計		133	110	25	268	100.0

２．会議開催状況

市内で発生する児童虐待に対し、地域の関係機関及び団体間における連携・連絡を密にし、適切な対応を行うため、次表のとおり河内長野市要保護児童対策地域協議会（以下「市要対協」という。）において会議を開催しました。

会　議　種　別	開　催　回　数
代表者会議	1 回
実務者会議	12 回
事例検討（ケース）会議	41 回

資料３

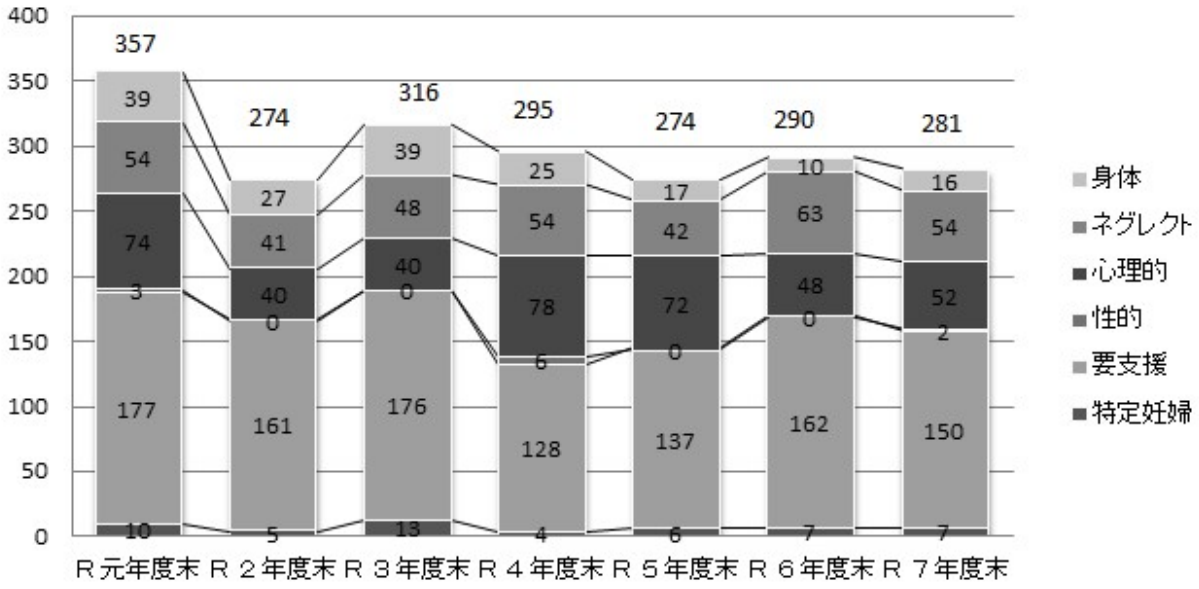
３．登録件数等

関係機関が連携した支援や見守りを行うことが必要な児童等として、令和７年度末時点で市要対協の進行管理台帳に登録のあった内容は、要保護児童 124 件（身体的虐待 16 件、ネグレクト 54 件、心理的虐待 52 件、性的虐待２件）、要支援児童 150 件（身体的虐待１件、ネグレクト 80 件、心理的虐待 69 件、性的虐待０件）、特定妊婦７件の合計 281 件でした。

また、令和７年度中に台帳登録を終了した 119 件を含めると、令和７年度の市要対協の実務者会議で取り扱った件数は 400 件でした。

前年度より年度内取り扱い件数は12件、年度末取り扱い件数は9件、減りました。

＜要保護児童対策地域協議会登録件数 年次推移＞



＜要保護児童・要支援児童の年齢別内訳：年度末時点＞

		0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 学齢期前	小学生	中学生	高校生等	計
要保護児童	身体的虐待	2	10	3	1	0	16
	ネグレクト	15	17	13	8	1	54
	心理的虐待	7	16	19	8	2	52
	性的虐待	0	0	0	1	1	2
要支援児童	身体的虐待	0	0	0	0	1	1
	ネグレクト	12	17	32	15	4	80
	心理的虐待	12	12	29	12	4	69
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
計		48	72	96	45	13	274

資料３

＜主な虐待者：年度末時点＞

虐　待　者	要保護児童	要支援児童	計
母	91	114	205
父	28	32	60
継母	0	0	0
継父	2	0	2
祖母	3	0	3
祖父	0	2	2
伯母	0	1	1
その他	0	1	1
計	124	150	274

＜特定妊婦の年代別内訳：通告件数＞

年　代	人　数
10 代	0 人
20 代	4 人
30 代	2 人
40 代	1 人
計	7 人

４.事案送致

大阪府富田林子ども家庭センターから河内長野市へ事案送致された件数は 30 件（うち面前ＤＶによるもの 20 件)、河内長野市から富田林子ども家庭センターへ事案送致した件数は 6 件でした。

５.子育て短期支援事業実施状況

家庭における養育等が一時的に困難となった児童を、一定期間児童養護施設等において、養育・保護又は支援する子育て短期支援事業（ショートステイ）を計 72 日（利用家庭 6 家庭、利用児童 11 人）実施しました。

６.子育て世帯訪問支援事業実施状況

児童の養育に支援が必要な家庭等に対し、家庭支援等のヘルパーによる支援を 1 家庭、計 3 回実施しました。

資料３

７．研修・啓発活動の報告

（１）研修の報告

①要保護児童対策地域協議会事務局職員研修

＊困難事例 SV 研修

講師：山本恒雄氏（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所）

	日時	参加人数	参加者内訳
第１回	6 月 27 日	20 人	こどもファミリーセンター・学校教育課
第２回	10 月 1 日	18 人	こどもファミリーセンター・学校教育課
第３回	1 月 14 日	22 人	こどもファミリーセンター・学校教育課 富田林子ども家庭センター・千代田台こども園

＊こども家庭センター及びサポートプラン SV 研修

講師：八木安理子氏（同志社大学心理学部）

	日時	参加人数	参加者内訳
第１回	8 月 25 日	14 人	こどもファミリーセンター・千代田台こども園
第２回	2 月 17 日	15 人	こどもファミリーセンター・千代田台こども園

②「河内長野市児童虐待防止ハンドブック」を活用した研修

＊ファミリーサポートセンター講習会

講座名・テーマ	日時	参加人数	参加者内訳
子育てサポーター養成講座 「『虐待』はどうして怒るのか？」	5 月 21 日	23 人	会員及び公募
フォローアップ研修会 「事故防止・虐待防止に関する講習」	11 月 19 日	18 人	会員及び公募

※ヤングケアラーについての内容も含めた

（２）啓発活動の報告

①教育委員会への周知

＊年度当初の校長会及び教頭会で周知

「こども相談総合窓口」のチラシや虐待対応の資料等を配付し周知を図った。

②虐待防止月間推進月間の周知活動

＊天野山金剛寺多宝塔ライトアップ

11 月 4 日（火）～11 月 28 日（金）「女性に対する暴力をなくす運動」と併せて、パープル・オレンジライトアップを実施。

③広報での周知

＊特集「あなたも養育里親に」

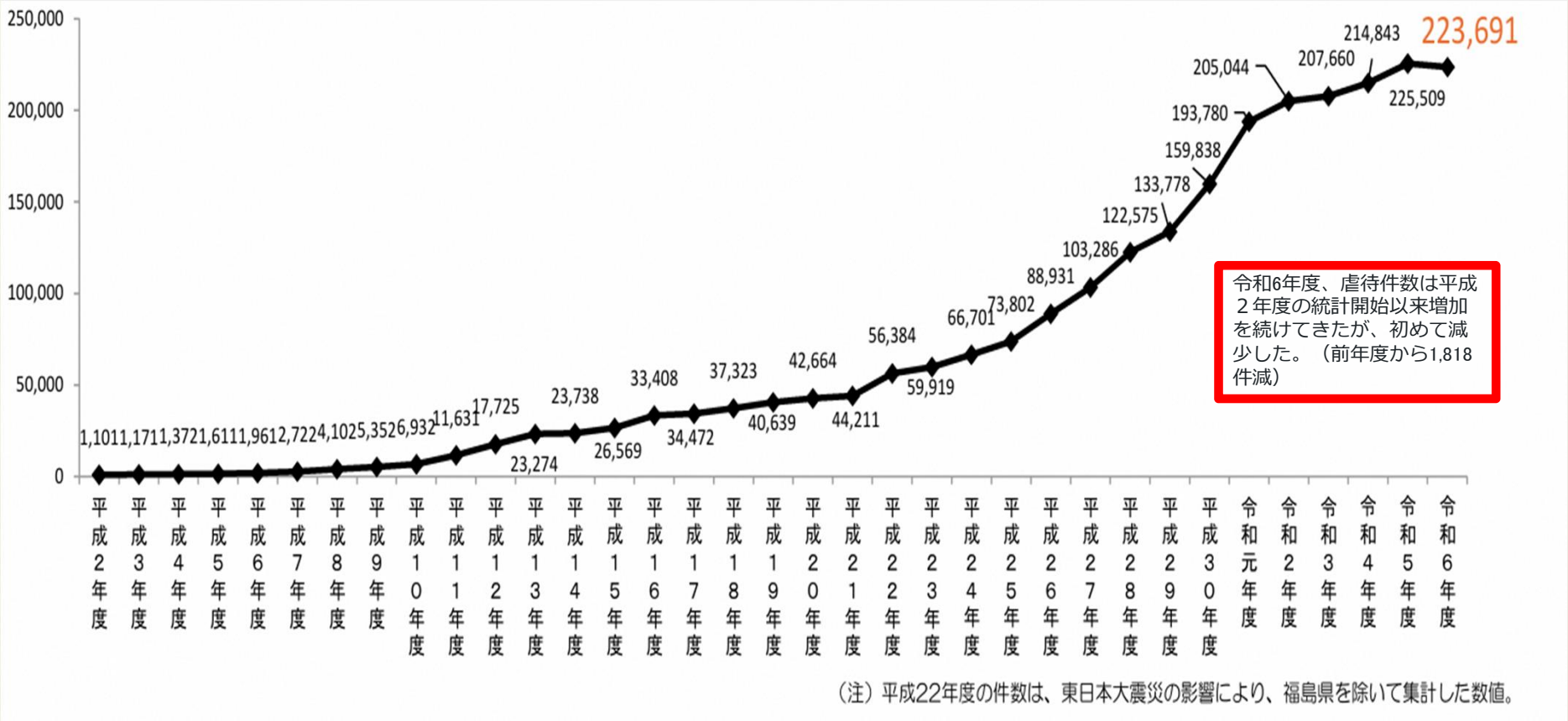
令和 8 年 11 月号広報で、里親の特集記事と併せて、里親募集説明会の情報を掲載。

資料4

児童虐待対応の現状と連携について

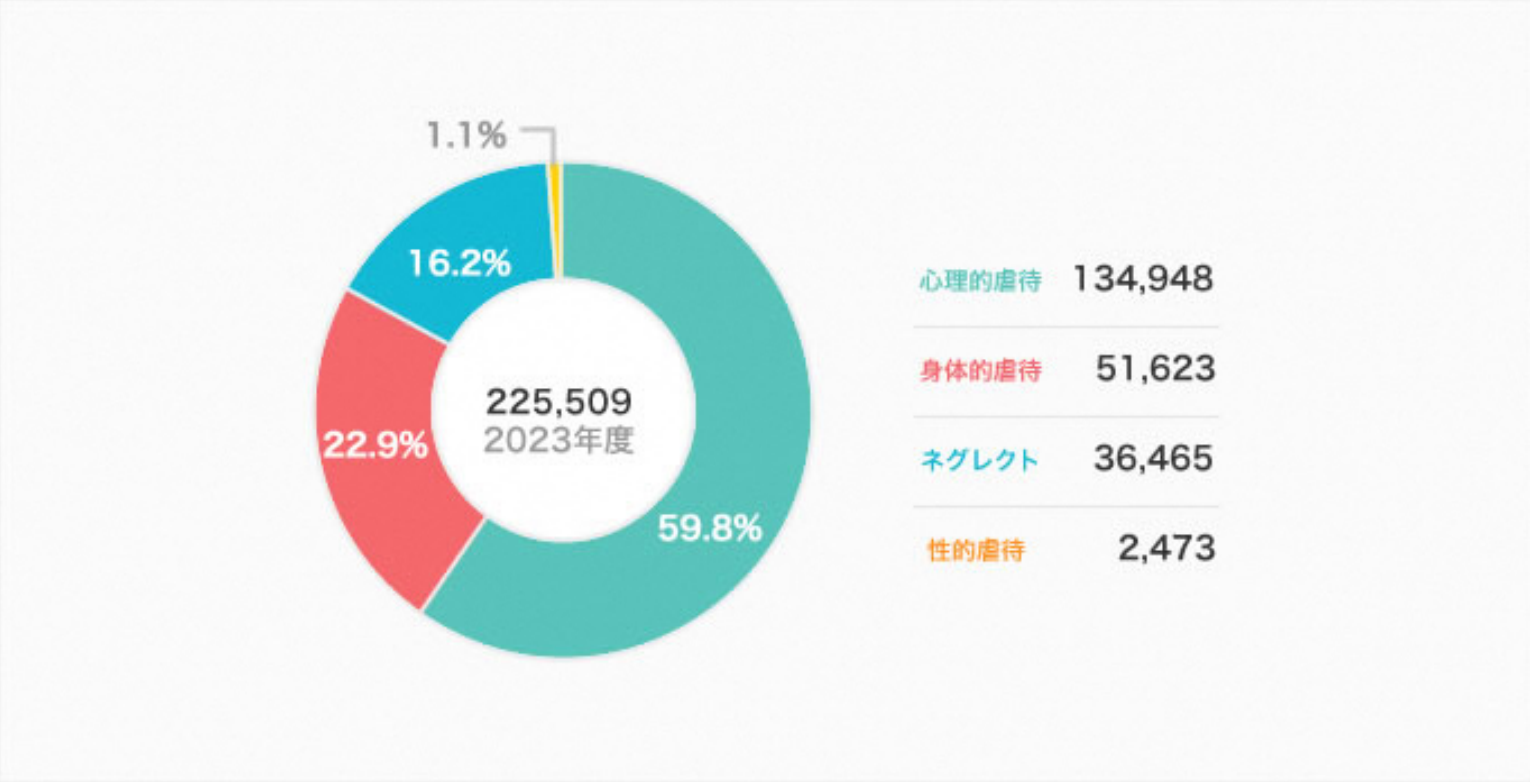
令和８年７月３日
大阪府富田林子ども家庭センター

児童虐待通告統計の現状（全国）



虐待相談件数は20万件規模で高止まり

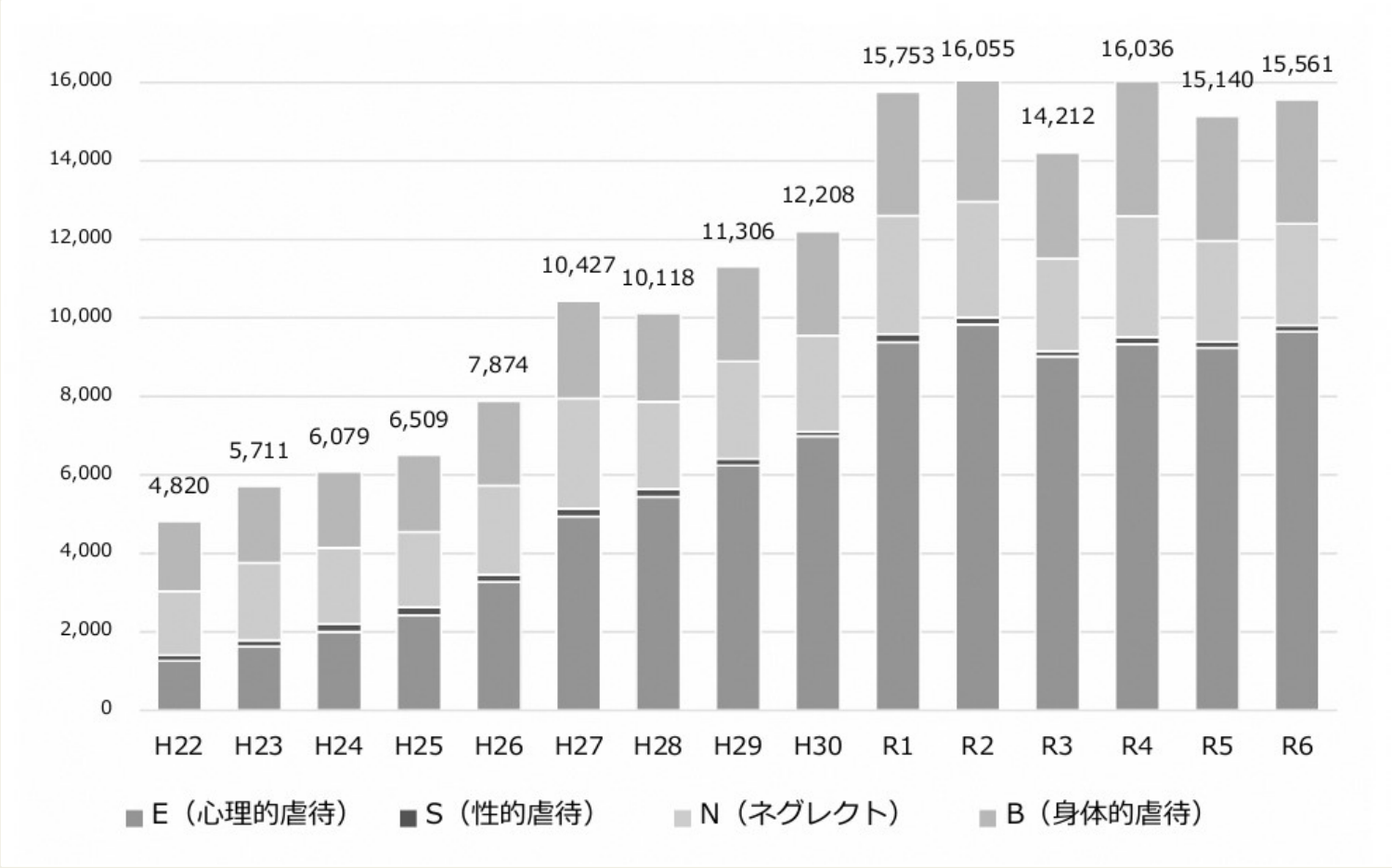
児童虐待相談の内訳



心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、全体の6割近くを占めている。

大阪府の現状①

【大阪府子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数等の推移】



大阪府の現状②

【過去5年間の一時保護開始数の推移】

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	所内一時保護	委託一時保護	合計	所内一時保護	委託一時保護	合計	所内一時保護	委託一時保護	合計	所内一時保護	委託一時保護	合計	所内一時保護	委託一時保護	合計
養護（虐待）	694	759	1,453	641	581	1,222	670	621	1,291	691	540	1,231	754	505	1,259
養護（その他）	199	212	411	222	264	486	288	236	524	335	256	591	396	237	633
障がい	0	4	4	0	6	6	0	2	2	1	5	6	0	4	4
非行	169	43	212	162	59	221	127	40	167	141	22	163	225	45	270
育成	67	29	96	66	24	90	53	16	69	37	16	53	25	13	38
保健・その他	1	11	12	1	3	4	1	2	3	0	1	1	3	2	5
合計	1,130	1,058	2,188	1,092	937	2,029	1,139	917	2,056	1,205	840	2,045	1,403	806	2,209

大阪府の現状③

●虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	6,207	745	8,114	67	428	15,561
(%)	39.9%	4.8%	52.1%	0.4%	2.8%	100%

●立ち入り調査、警察署長への援助要請

年度	立入調査	警察署長への援助要請
R4年度	9	13
R5年度	21	26
R6年度	19	28

●法的対応

年度	28条申立		一時保護の2か月超えの申立		親権喪失請求	親権停止請求	後見人選任請求	後見人解任請求
	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数				
R4年度	64 (内更新22)	67(内更新24)	57	48	0	3	2	0
R5年度	74 (内更新19)	73(内更新18)	47	46	0	16	0	0
R6年度	68 (内更新35)	67(内更新34)	48	50	0	16	10	0

富田林子ども家庭センター管内の現状

	全センター相談件数	富田林C相談受付全件数	富田林C虐待対応件数	各市虐待相談受付件数	
R4年度	19,175	2,469	1,992	富田林市	341
				河内長野市	302
				松原市	493
				羽曳野市	358
				藤井寺市	230
				大阪狭山市	143
				３町村	119
R５年度	17,262	1,982	1,675	富田林市	347
				河内長野市	260
				松原市	353
				羽曳野市	347
				藤井寺市	194
				大阪狭山市	100
				３町村	72
R６年度	17,751	2,035	1,796	富田林市	305
				河内長野市	233
				松原市	480
				羽曳野市	364
				藤井寺市	225
				大阪狭山市	78
				３町村	107

	管内一時保護件数
令和４年度	２２４件
令和５年度	２５８件
令和６年度	２９６件
令和７年度	３２９件

児童相談所の役割【10年間の変遷】

①2016（平成28）年～

理念転換　「保護」から「権利擁護」へ

●子どもの権利主体性を明確化

⇒「子どもの権利条約」を基本理念とする

●「家庭養育優先原則」の導入

⇒できるだけ実親家庭での養育を支援。困難な場合でも、里親やファミリーホームなどの家庭的な環境での養育を優先するという原則

●社会的養育（里親・施設）の再編

⇒ケアニーズの高い子どもたちへの対応ができるような制度導入（措置費加算や多様な小規模施設の創設等）

●一時保護の手続きのあり方

⇒親権者等の意に反する2か月を超えた一時保護について、家庭裁判所の判断が必要となる

☞児童相談所は「措置機関」から子どもの最善の利益を判断する専門機関へ

児童相談所の役割【10年間の変遷】

②2019(令和元)年～

虐待対応への権限強化「介入機能の強化」　背景に、重大虐待死事件の多発

●児童相談所の体制強化（人員増）

⇒児童福祉司や児童心理司の増員により、児相の機能強化をはかる。

●警察との連携強化

⇒虐待通告全件を大阪府警と共有。重症度の高いケースについては、随時情報共有。

●親権制限や一時保護の運用強化

⇒親権者等による体罰禁止が法定化。

●関係機関の通告義務の強化

☞児童相談所は「ためらわず介入する機関」へシフト

児童相談所の役割【10年間の変遷】

③2022（令和4）年～

構造改革　「権利保障×手続きの適正化×地域連携」

1.子どもの権利擁護の強化

●子どもの意見聴取の制度化

⇒一時保護や措置の開始・解除時等に子どもの意見聴取を行うことが必須事項

●アドボカシー（代弁）機能の整備

⇒一時保護所や施設・里親措置中児童へのアドボカシー事業開始

2.一時保護の適正化

●司法制度の導入

⇒原則一時保護開始7日以内に裁判所関与（令和7年6月より運用開始）

富田林子ども家庭センター R7年度6月～3月　一時保護件数187件のうち

司法審査による一時保護承認ケース34件（18.2%）うち不同意26件（13.9%）、親権者不確知8件（4.3%）

申立てケースすべてが承認審判。

3.市町村機能の強化

・こども家庭センター設置

・在宅支援の中核を市町村に明確化

児童相談所の役割【10年間の変遷】

「一時保護の質と安全性の強化」

④2025（令和7）年改正

（最新動向）

●一時保護委託先の質を担保し、虐待等で傷ついたこどもが安心して生活でき、適切なケアが図られる環境を整備する。一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設

⇒一時保護施設での学習支援や私物の持ち込みの軟化

⇒児童おおむね10人につき1人以上の心理療法担当職員を配置

⇒学習環境の充実（※）

●面会・通信制限の明確化

⇒保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときの面会通信制限等に関する規定の整備

児童相談所の役割【10年間の変遷】

「一時保護の質と安全性の強化」

学習環境の充実（※）

（参考）「一時保護ガイドライン」（令和6年3月30日付こ支虐第165号こども家庭庁支援局長通知）

「大阪府一時保護施設及び運営に関する基準を定める条例」（令和7年大阪府条例第4号）」

「一時保護施設（一時保護所）における学習支援について（依頼）」（令和7年9月2日付大阪府福祉部長通知）

各府立学校及び府内市町村教育委員会にご協力をお願いしたい事項

① 学習内容の共有及び学校で使用している教科書その他必要な教材の提供

② 各学校で活用されているICTによる支援

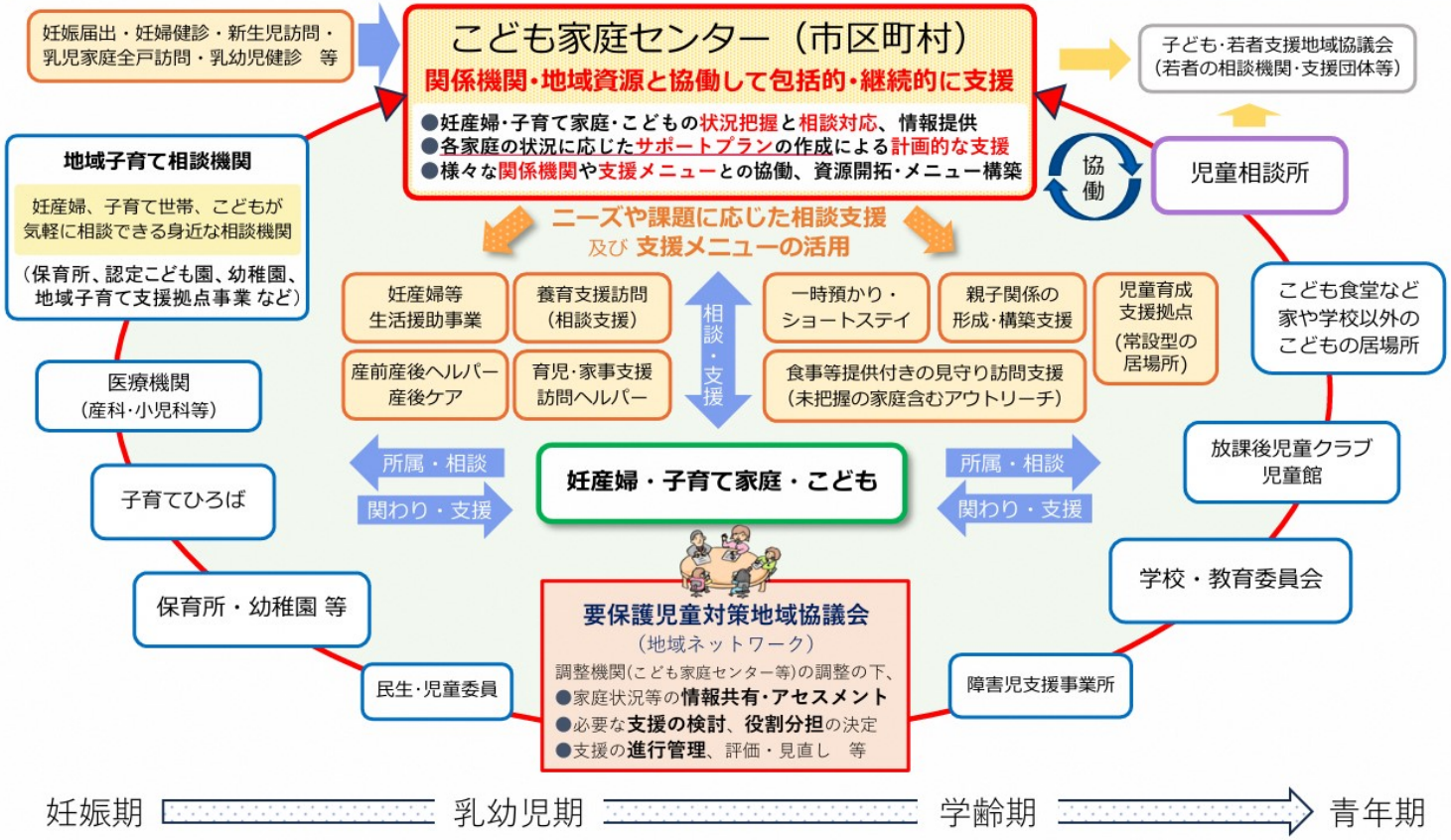
- 学校で使用しているタブレット端末の貸与
- 一時保護所のスケジュールに合わせて視聴するための授業の動画の提供
- オンラインでの授業参加　等

③ 一人で通学可能な児童が通学する場合における子ども家庭センター、一時保護所との連絡調整

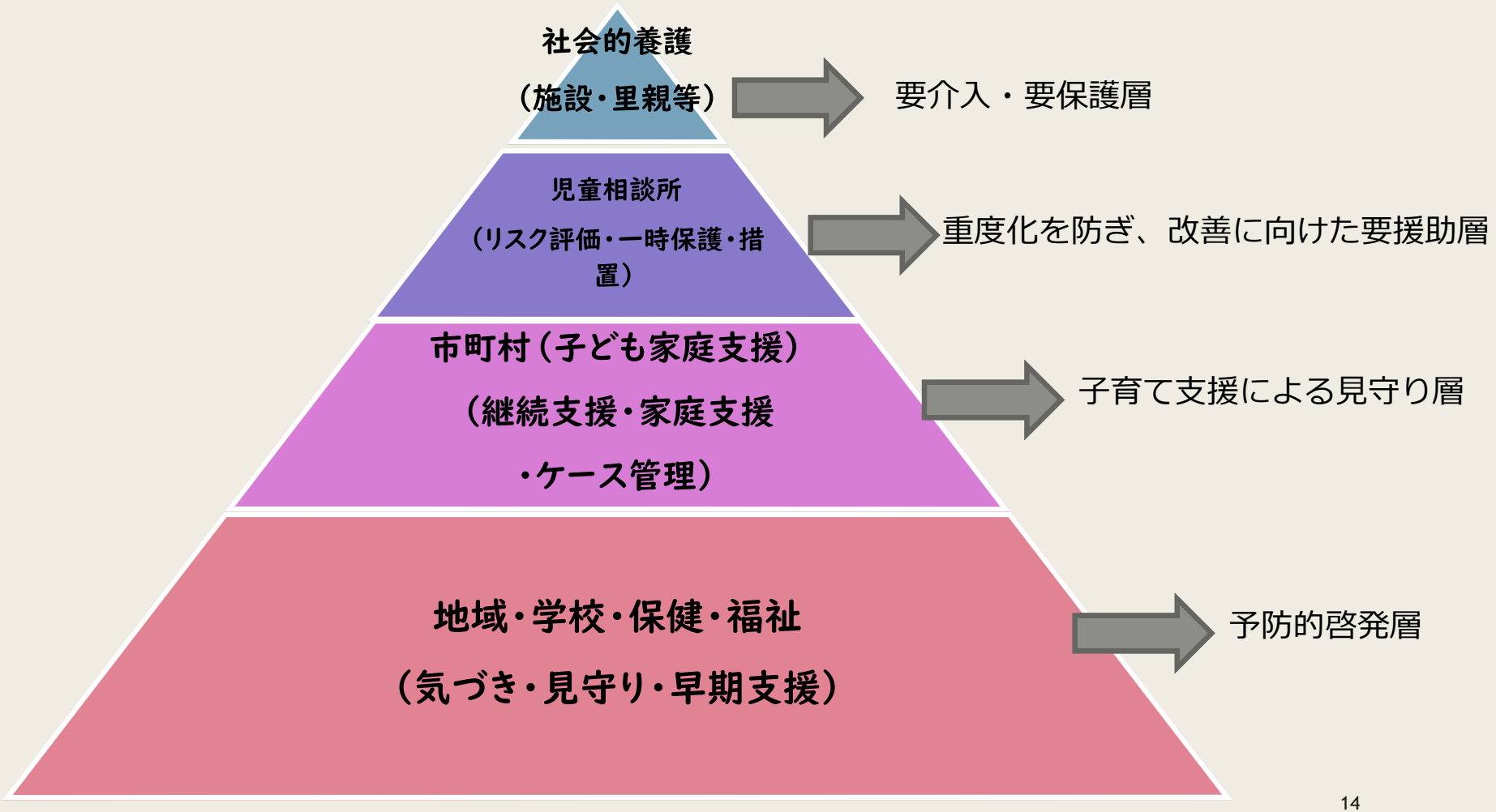
- 行事参加、学校に持参する物品、非常時の連絡方法等の調整
- 児童が通学に慣れるまでの間、児童が登校時間を過ぎても登校しない場合や下校時に学校を出た旨の連絡

こども家庭庁 こども家庭センターを中核とした包括的・継続的な支援

○ 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早い段階から支援して子育てを支える**（身近な市町村の強み）
○ 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える**体制を強化
○ 設置率71.2%(R7.5.1) ➡ 令和８年度までに全市区町村に整備するため開設や運営の経費を補助



市町村＝予防・継続支援
児童相談所＝高リスク介入



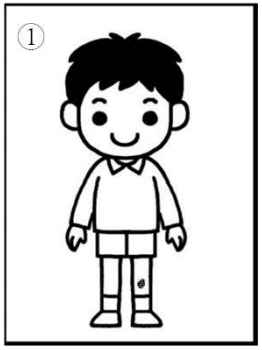
通告の際にお願いしたいこと
～受傷があり写真撮影を行う場合

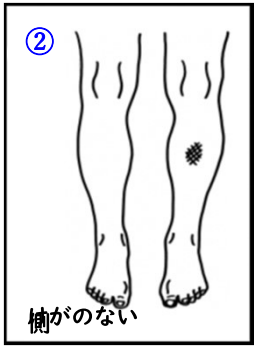
<u>負傷部位のアップだけを写すのではなく、全体とアップをセットで写してください。</u>

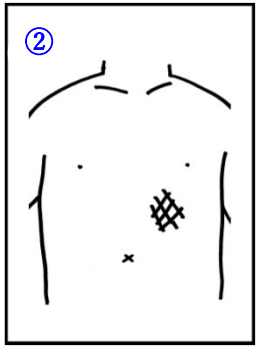
① 個人がわかるように顔が入った全身を写す。
（着衣で自然な感じでOK）

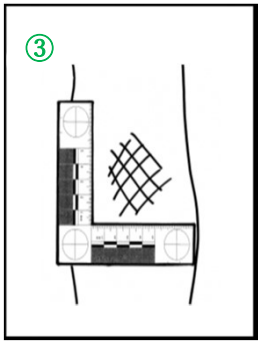
② 外傷が体のどの部分かわかるように写す。
・腕・脚：上下の関節部分を入れる。
・腕：手のひらや甲を入れる。
・胸・腹：へそや乳首を入れる。
・けがのない側と並べる。

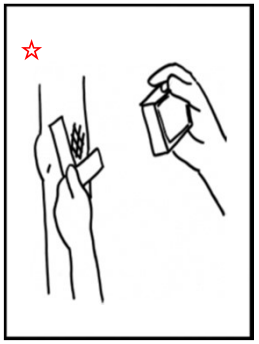
③ 負傷部位をアップで写す。
・大きさがわかるようにスケールなどを近くに置く。
・角度を変えて最低3枚写す。
（顔：正面・側面・斜め、 その他、腫れているところ：正面・両側面）











※注意点
・子どもはよく動くので多めに写す。
・ピントを合わせる。
・カメラと平行にスケールを置く。・・・☆
・その場で画像を確認する。傷が影に隠れていないか注意する。
・日時を記録する。
・傷の変化がわかるように、一日ごとに撮影する。その際、同じポーズ・角度で写す。

通告の際にお願いしたいこと

～子どもが被害を訴えた場合（特に性被害や犯罪被害が疑われる場合）

★子どもの被害開示に対する配慮

①「子どもの負担軽減」

繰り返しの聴取、継続的な聴取により引き起こされる精神的二次被害がないように

⇒【対応例】代表者聴取（司法面接、三者協同面接（＝検察・警察・児相））の実施

②「記憶の汚染、供述の変遷の防止」

誘導的な質問がないように

⇒【聴き方の例】○ 何があったの？ そうなんだね、それから？ お話してくれてありがとう

× お父さんに触られたの？ どこを？ 服の上から？ いつ？

★迅速な通告

★きょうだいや家族にはフィードバックしない

<子どもに伝えたい言葉>
「話してくれてよかった・ありがとう」
「あなたの話を信じるよ」
「あなたのせいじゃないよ」
「あなたはひとりじゃないよ」
「話を聴くよ」